

## 居宅介護支援事業所における介護予防支援の実施について

介護保険法の一部改正により、**居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けることができるようになりました。**

介護予防支援事業者の指定をする場合は、介護保険法第百十五条の二十二第4項の規定により、あらかじめ地域住民等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないため、本市では、川口市介護保険運営協議会（以下、「運営協議会」）の議題として、介護予防支援事業者を指定する旨を諮った上で、指定を行います。

介護予防支援の指定の希望がある場合、**運営協議会開催月の前月の15日までに申出フォームから申し出てください。**さらに、指定日の前々月の末日までに必要書類をすべて揃えた上で、申請をお願いします。

### 改正の概要

- ・居宅介護支援事業所が市町村から介護予防支援の指定を受け、市町村や地域包括支援センターと連携を図りながら要支援者へのサービス提供を行う。（令和6年4月1日施行）
- ・地域包括支援センターが行う総合相談支援業務について、その一部を居宅介護支援事業所等に委託することを可能とする。その際、委託を受けた居宅介護支援事業所は、自治体が示す方針に従い、業務を実施することとする。（令和6年4月1日施行）

### 【参考】

令和6年度介護報酬改定について（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_38790.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html)

介護予防支援事業者の指定に係る申請・届出について（川口市）

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01070/050/2/jigyoushasitei/44531.html>

指定までの流れ

